

平成30年度 会派調査研究報告書

(視察先1箇所につき1枚)

会 派 名	壮志会
事 業 名	先進地視察 「空き家等の対策について」
事 業 区 分	① 研究研修 ② 調 査

1 上田市での課題と研修・調査の目的

上田市の2016年度の空き家は3,415件に上り、うち17%近い574件は損傷したり損傷が激しかったりする「特定空家等候補」であることが、市の実態調査で分かった。このため、今後、先進地の取り組みから上田市の施策の参考としたい。

2 実施概要

実施日時	視察先	塩尻市
平成30年5月16日(水) 午前 9時30分～11時	担当部局	市民生活事業部 生活環境課 建設事業部 建築住宅課

報告内容(感想、市政に活かせること)

1 視察先の概要

- ・ 住みよさ : 総合 137位(52.44)
- ・ 成長力 : 総合 227位(100.98)
- ・ 民力度 : 総合 132位(105.46)
- ・ 財政健全度 : 総合 295位(51.97)
- ・ 人口 67, 135人(総合418位)

2 視察先の特徴

塩尻「地域ブランド」戦略により、内からは「誇れる地域」「住みやすい地域」、外からは「あこがれる地域」「住んでみたい地域」など、満足度とイメージの向上を図っている。

3 視察事項について

(1) 空き家等の対策について

① 空き家等の現状について

- ・ 平成25年に実施した空き家調査において、約630件が確認された。
- ・ 平成30年3月末現在、632件、内特定空き家に5件認定。

② 空き家等適正管理に関する条例について

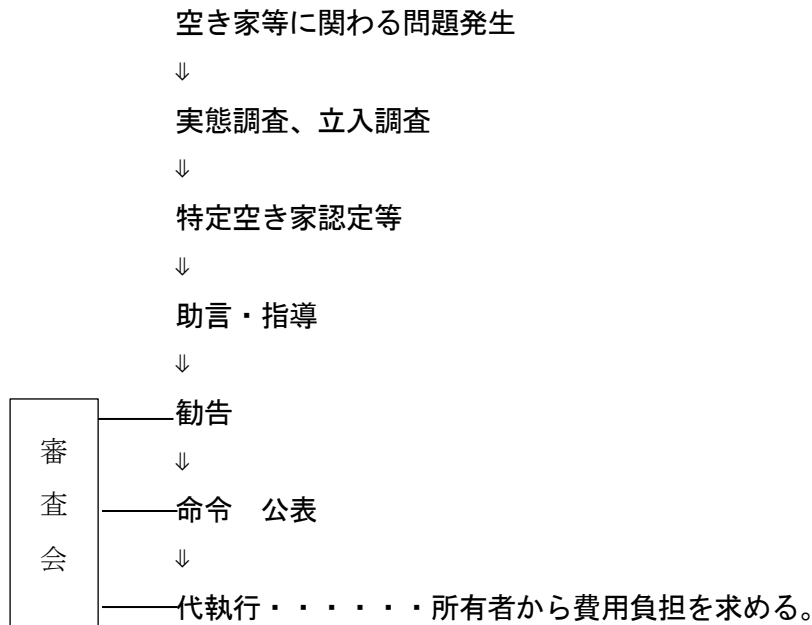
- ・ 平成27年4月1日施行。

市では、適正な管理が行われていない空き家等が、保安、防犯、衛生上周辺の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、地域住民の生命、身体、又は財産を保護することを目的に、生活環境の保全を図り市内における管理不全な状態にある空き家等の適正管理を促すため、空き家等対策の推進に関する特別措置法を基に「空き家等の適正管理に関する条例」を制定。

③空き家等の対策計画の策定について

- ・計画は未策定。

④勧告・命令・公表・代執行について



- ・特定空き家の1件に対し、平成29年11月9日付で勧告。
今後、倒壊の危険があるため命令、公表を検討している。

⑤空き家コーディネーターについて

- ・塩尻市振興公社と業務協定を締結して、空き家コーディネーターを配置し、空き家の窓口の一本化を図る。空き家コーディネーターは、移住、定住希望者を募り、空き家所有者へのアンケート調査を行い、利活用を希望する所有者には、市内不動産業者で組織する「空き家利活用促進連絡会」と連携して、空き家解消に向けて取り組んでいる。

また、空き家のごみ処理、改修、解体について補助金制度を設置して、支援を行っている。

⑥移住・定住促進居住環境整備事業補助金の実績

(29年度)

- ・空き家整備事業 12件 1,015千円(限度10万円)
- ・空き家改修事業 8件 3,182千円(限度50万円)
- ・空き家解体事業 10件 4,900千円(限度50万円)
- 合計 30件 9,097千円

(市内居住者が自らが居住するために空き家を取得した場合は除外)

⑦空き家バンク登録状況

- ・総登録件数44件
- ・総成約件数37件

⑧今後の対策について

- ・調査物件の再調査を行い物件の把握に進め、利活用できるものと出来ないもの色分けを行う。利活用できるものは、振興公社と連携を図り、売却、貸借と合わせ、移住、定住希望者への紹介を行う。また、利活用出来ないものは、所有者へ指導、助言を行い、適正な管理を依頼する。

今後、市内では適切な管理が行われていない空き家等が増加し、防災・衛生・景観等に深刻な影響を及ぼしている。市では、市民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空き家等の利活用を促進するため、庁内検討委員会を設置し、空き家等対策協議会においては「市空き家等対策計画」の審議が行われている。空き家の要因としては、一般的には所有者や相続人が遠方に住んでおり、定期的な管理がむずかしいとされているが、近年全国で地震や豪雨といった自然災害が多発しており、危険家屋の関心が高まっている。

会派では危険家屋の活用及び撤去について県外の空き家等対策事業の先進地視察を実施し、市へ提言を行って参りたい。

* 視察先の写真等がある場合は添付のこと